

議案第 1 2 3 号

松阪市ケーブルシステム条例の廃止等について

松阪市ケーブルシステム条例を廃止する等の条例を次のように制定する。

平成 28 年 11 月 25 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市ケーブルシステム条例を廃止する等の条例

(松阪市ケーブルシステム条例の廃止)

第 1 条 松阪市ケーブルシステム条例(平成 17 年松阪市条例第 27 号)は、廃止する。

(松阪市特別会計条例の一部改正)

第 2 条 松阪市特別会計条例(平成 17 年松阪市条例第 66 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 9 号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(松阪市ケーブルシステム条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の松阪市ケーブルシステム条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料等の取扱いについては、なお従前の例による。

(松阪市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例による改正前の松阪市特別会計条例第 1 条第 9 号に規定する松阪市ケーブルシステム事業特別会計の平成 28 年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。